

○厚生労働省告示第二百六十九号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める施設基準

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準
- イ 通所給付費等単位数表第1の1のイを算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）以下「指定通所基準」という。）第五条第四項及び第六条第五項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童

指導員又は保育士（以下この号において「児童指導員等」という。）及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第三項第一号に規定する言語聴覚士及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第四項第一号に規定する看護師及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護師及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のニを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第五条第一項第一号に規定する指導員又は保育士及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(1)又は(2)のいずれ

れかに該当すること。

(1) 障害児の数が十以下の指定児童発達支援の単位にあつては、二以上。

(2) 障害児の数が十一以上の指定児童発達支援の単位にあつては、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 次の(一)から(五)までに掲げる基準を満たしていること。

(一) 指定通所基準第五条第一項第一号の基準と同等な人員を確保していること。

(二) 指定通所基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者（以下「児童発達支援管理責任者」という。）を一以上配置していること。

(三) 指導訓練を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具類を有していること。

(四) 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とすること。

(五) 基準該当児童発達支援（通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定する基準該当児童発達支援をいう。）の提供に当たって、指定通所基準第十二条から第二十二條まで、第二十三

条（第一項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までに規定する運営に関する基準と同等な内容を満たし、運営の向上に努めること。

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが、困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供すること。

(一) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、指定生活介護の利用者の数及び指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であったとした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(二) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(3) 次の(一)から(三)までに掲げる基準を満たしている指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の

事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供すること。

(一) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(二) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、指定通所介護の利用者の数及び指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(三) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注6及び第1の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

前号ロ(1)に掲げる基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所(同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当児童発達支援事業所を除く。)であること。

四 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が難聴児である場合にあつては言語聴覚士を除き、重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。))第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)である場合にあつては理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

五 通所給付費等単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であるこ

と。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、児童発達支援を行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

六 通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

七 通所給付費等単位数表第2の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、医療型児童発達支援を行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第三項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（通所給付費等単位数表第3の1の注1に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 次の(一)から(五)までに掲げる基準と同等な人員を確保していること。
- (一) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。
- (二) 児童発達支援管理責任者を一以上配置していること。
- (三) 指導訓練を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具類を有していること。



(四) 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、十人以上とすること。

(五) 基準該当放課後等デイサービス（通所給付費等単位数表第3の1の注1に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。）の提供に当たって、指定通所基準第七十条（第一項を除く。）、第七十一条において準用する第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までに規定する運営に関する基準と同等な内容を満たし、運営の向上に努めること。

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供すること。

(一) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、指定生活介護の利用者の数及び指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(二) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(3) 次の(一)から(三)までに掲げる基準を満たしている指定通所介護事業所が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供すること。

(一) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(二) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、指定通所介護の利用者の数及び指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(三) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

通所給付費等単位数表第3の1のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準  
指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき職員及びその員数が次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 看護師 一以上

ロ 児童指導員又は保育士 一以上

ハ 機能訓練担当職員 一以上

ニ 児童発達支援管理責任者 一以上

十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注7及び第3の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

第八号ロ(1)に掲げる基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業所(同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。)であること。

十一 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める施設基準  
次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が重症心身障害児である場合にあつては、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

十二 通所給付費等単位数表第3の10の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等サービスを行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）

第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

- (2) 加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次の(一)及び(二)に掲げる基準に適合すること。

- (一) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。
- (二) 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は

- 六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。
- (3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。
- (4) 重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。
- (5) 重度障害児入所棟は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。
- (6) 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。  
。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
- (7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。
- (8) 当分の間、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。））又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のトの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

(一) 重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(二) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができるときには、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

(三) 重度肢体不自由児入所棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(四) 重度肢体不自由児入所棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

(五) 重度肢体不自由児入所棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

(六) 重度肢体不自由児入所棟は、原則として、重度肢体不自由児入所棟以外の入所棟の入所定員が五十人以上である入所棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に設置するものとする。

(七) 重度肢体不自由児入所棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

(八) 重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

(九) 重度肢体不自由児入所棟の居室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

(十) 重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。



(2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この号において同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二以上。

(2) 加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

ハ 心理指導担当職員を一以上配置すること。

ニ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとする。

ホ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

十六 入所給付費単位数表第1の3の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（入所給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 原則として個室とすること。

(2) 通常の家生活に必要な設備を設けること。

十七 入所給付費単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を一以上配置すること。

ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができるときには設けないことができるものとする。

ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害

児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とする事。

ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとする事。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であつて、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を十人とすることができるものとする事。

へ 小規模グループケアの提供に当たつて、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画（指定入所基準第三条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行ふ事。

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児（以下「重度障害児

「という。」が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(2) 加算の対象となる障害児の病室は、設備運営基準第五十七条に定めるもののほか、次の(一)から(三)までに掲げる基準に適合すること。

(一) 一階に設けること。

(二) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの病室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

(三) 必要に応じ、一人用病室及び二人用病室を設けることとし、一人用病室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用病室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。

(3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

(4) 重度障害児病棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

(5) 重度障害児病棟は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

(6) 重度障害児病棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をするのと。

(7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児病棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(8) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

ロ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。

）であつて、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(一)

から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

(一) 重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(二) 浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

(三) 重度肢体不自由児病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(四) 重度肢体不自由児病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

(五) 重度肢体不自由児病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

(六) 重度肢体不自由児病棟は、原則として、重度肢体不自由児病棟以外の病棟の入所定員が五十人以上である病棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設

に設置するものとする。

(七) 重度肢体不自由児病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

(八) 重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

(九) 重度肢体不自由児病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

(十) 重度肢体不自由児病棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

十九 入所給付費単位数表第2の2の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（障害児入所給付費単位数表第2の2の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の病室が、次の(1)及び(2)に掲げるいずれの基準にも適合する



こと。

(1) 原則として個室とすること。

(2) 通常の家生活に必要な設備を設けること。

二十 入所給付費単位数表第2の5の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各单位において、専任の児童指導員又は保育士を一以上配置すること。

ロ 設備については、小規模グループケアの各单位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができるときには設けないことができるものとする。

ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とする。

ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を

満たしたこの告示の適用前に建設された施設であつて、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を十人とすることができるものとする。

へ 小規模グループケアの提供に当たつて、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。